

「乳児等通園支援事業の円滑な推進に向けた指定都市市長会要請」をこども家庭庁に実施しました

令和7年7月7日(月)に開催された第62回指定都市市長会議における合意に基づき、福田川崎市長が、8月4日(月)に渡辺由美子こども家庭庁長官に対して、「乳児等通園支援事業の円滑な推進に向けた指定都市市長会要請」を実施しましたので、お知らせします。

- 1 日にち 令和7年8月4日(月)
- 2 要請先 わたなべ ゆみこ 渡辺 由美子 こども家庭庁長官
- 3 要請者 ふくだ のりひこ 福田 紀彦 川崎市長
- 4 概 要

指定都市市長会を代表して、福田市長から渡辺長官に別添要請文を提出し、乳児等通園支援事業の円滑な推進に向けて、事業者の採算性確保に必要な財政措置やこども誰でも通園制度総合支援システムの見直し等について要請しました。

5 渡辺長官の発言概要

給付化に向けては、公定価格を定めていく必要があるため、自治体の御意見に耳を傾けながら進めてまいりたい。また、総合支援システムの円滑な運用にあたっては、保育現場や自治体の負担軽減が重要と考えている。



左：渡辺長官 右：福田市長



渡辺長官に説明する福田市長

【問合せ先】

(指定都市市長会議について) 川崎市総務企画局都市政策部広域行政担当 すえしげ 末 繁

電話044-200-0057

(乳児等通園支援事業について) 川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 おかだ 岡田

電話044-200-2686

乳児等通園支援事業の円滑な推進に向けた指定都市市長会要請

令和6年の出生数が初めて70万人を下回り、合計特殊出生率も1.15といずれも統計開始以来過去最低を更新し、加速する少子化に歯止めがかからない状況が続いている。

乳児等通園支援事業は、次元の異なる少子化対策の実現に向けて令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するという趣旨で、令和6年度に試行的事業（こども誰でも通園制度）として開始され、令和7年度には子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化された。また、試行的事業について国における検証結果の提供がない中、令和8年度からは同法に基づき、新たな支援給付として全国の地方自治体で実施される予定である。

そこで、乳児等通園支援事業の円滑な推進に向けて、指定都市市長会として以下のとおり要請するものである。

1 制度設計及び地方自治体への速やかな詳細の提示等について

本制度は試行的事業から法定制度となり、さらに給付化され、年度ごとに制度が変わる中で地方自治体はその対応に追われる状況にある。実際に令和7年度の事業開始にあたっては、国の設備運営基準等の提示が1月中旬であったことや、国が整備した「こども誰でも通園制度総合支援システム」の供用開始が4月1日であったことなどから、非常に限られた期間での条例等の整備や実施の準備が大きな事務負担となったところである。

また、試行的事業を実施する中で、本事業と一時預かり事業との関係性については、利用者・事業者いずれの立場から見ても、「こどもを預ける・預かる」という点で差異はなく、同じ家庭が両事業を利用する場合もある中で、利用手続、利用時間、利用料金等が異なることにより、混乱や手間が生じているほか、独立行政法人日本スポーツ振興センターの傷害保険制度では、通常保育の在園児のみが対象となるなど、本事業実施に付随した周辺制度との調整や整備が不十分な状況にあることが散見される。さらに、令和6年12月に行われた「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」においては、利用可能時間や給付化に伴う公定価格の設定、一時預かり事業との関係性など、引き続き、地方自治体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきとされていたところである。これらを踏まえ、本来であれば国において試行的事業を通じて把握された本事業の効果や課題を十分にしん酌するとともに、地方自治体と意見交換を重ねながら、それらを制度設計に的確に反映させることが求められる。

令和8年度当初から、給付制度として実施する事がすでに決定されており、利用者が一定の権利を有することを踏まえると、年度当初からの利用開始に向けた準備が必要となる。そのためには、令和7年度中から利用者への十分な周知をしたうえで、申請受付を開始し、認定を行うことが必要不可欠であり、すでに地方自治体における準備行為に向け制度の具体的な情報を必要とする段階にある。

ついては、制度設計及び地方自治体への速やかな詳細の提示等について、次のことを要請する。

- (1) 給付制度化にあたり、制度創設の趣旨に沿って、指定都市の意見も踏まえながら、市民の利便性向上や実施施設の安定的な運営、傷害保険制度の整備等による安全性の向上に資する制度設計を進めること。また、国において本事業と一時預かり事業との棲み分けを明確化し、整合性を図った上で、事業者や利用者への理解を促す資料の作成等、事業の類似性による現場の混乱を防ぐ取組を行うこと。
- (2) 地方自治体における予算編成への反映や無理のない期間での条例等の整備、事業者及び利用者の手続きに向けた周知期間の確保ができるよう、速やかに制度の検討状況を示し、給付認定制度の詳細に関する情報提供を行うこと。

2 「こども誰でも通園制度総合支援システム」について

「こども誰でも通園制度総合支援システム」については、令和8年度から全国の地方自治体が利用することを国が想定しているが、制度の円滑な利用に加えてコストや運用の効率化を図るためには、本システムにおいて給付認定から利用に関する情報管理までを一体的に行うことが合理的である。そのためには「住民記録システム」や「子ども・子育て支援システム」と紐づいた給付認定データを活用することが不可欠であるが、現状において、これらのシステムとの連携が取れない状況にあり、先行する自治体情報システムの標準化の動きへの対応も未定である。

また、現状本システムには、給付認定機能が搭載されておらず、各地方自治体が独自に給付認定事務を行い、認定結果を本システムに反映させる手間が生じることとなるが、次年度に向けた給付認定機能の搭載についても明言されていない。その他にも、システムの操作方法について利用者や事業者から、地方自治体に対して多くの質問が寄せられているが、地方自治体のアカウントでは、利用者や事業者が入力している画面を確認することができず、対応に苦慮している。さらに、事業者が利用者の減免事由等の必要な情報を確認することができないなど、システムの使い勝手についての不満の声も届いているところである。

ついては、「こども誰でも通園制度総合支援システム」について、次のことを要請する。

- (1) 令和8年度から始まる給付認定業務に向けて、「こども誰でも通園制度総合支援システム」について、国の自治体情報システムの標準化の対象となっている「子ども・子育て支援システム」や「住民記録システム」と安全にデータ連携できる機能を実装すること。また、「子ども・子育て支援システム」の標準仕様書に乳児等支援給付認定事務を含めるなど、自治体情報システムの標準化の取組との整合性を図ること。
- (2) システム全体について、利用者や事業者及び地方自治体の意見を可能な限り反映したうえで、ユーザビリティに配慮した改修を行うこと。そのうえで、国においてマニュアルの改訂や研修動画等の作成、ヘルプデスクの整備など、利用者や事業者へのサポート体制を整えること。

3 給付費の拡充及び人材確保について

継続的かつ安定的な事業の実施に向けては、一般型を含めた実施施設の拡充が不可欠である中、制度上、一般型については保育士等の専従を要件とするほか、低年

齡児を対象とした事業であるため、現場では突発対応に備え、経験豊富な保育士を配置せざるを得ない状況にある。そのため、実施施設からは、令和7年度に増額された900円から1,300円の年齢別の補助単価ではいまだ不十分であり、利用実績にかかわらず運営費として一定額が補助される「基礎的な給付」が必要との意見があり、本事業の実施に消極的な施設も多い。

また、現状においても保育人材が不足し、各地方自治体が対応に苦慮している中、令和8年度から全自治体で本事業を実施することにより、更なる人材の確保に窮することが予想される。その他、恒常的に計上される経費である賃借料に対する補助についても、補助の条件を限定することにより実施施設数の増加を図る上で支障をきたさないよう、安定的に継続して補助を受けられる制度とすることが求められる。については、給付費の拡充及び人材確保について、次のことを要請する。

- (1) より多くの事業者が財政面での負担を懸念せず、継続的かつ安定的な事業の実施ができるよう、一般型と余裕活用型の制度の違いを踏まえたうえで、単価の増額のほか「基礎的な給付」を追加するなど、利用者が少ない場合であっても、人件費等が補償される制度への変更や継続的な賃借料相当額の給付を行うこと。
- (2) 保育人材の着実な確保や定着が図られるための財政支援等を行うこと。

4 利用時間等の拡充について

利用時間については、補助基準上の上限時間は、全国一律、こども一人あたり月10時間とされているが、こどもの成長や保護者への継続的支援には明らかに不十分であり、事業者や利用者からも10時間では不足するという声が寄せられている。各地方自治体の実情に応じて、国の上限時間を超えて実施することは可能とされているものの、超過分については乳児等通園支援事業の交付金の対象外とされている。

また、利用者の対象年齢については、児童福祉法において上限が満3歳未満とされているが、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を用意する」との趣旨を踏まえると、園との継続的な「つながり」が重要であり、満3歳以上を含めることの意義は深い。

については、利用時間等の拡充について、次のことを要請する。

- (1) こどもの成長や保護者への継続的な支援により有効な制度となるよう、こどもや保護者にとって適切な利用時間や対象年齢を検証した上で、補助基準上の上限時間や対象年齢の拡充を検討すること。

令和7年8月4日
指 定 都 市 市 長 会